

今年10月1日から 幼児教育・保育無償化が始まります！

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの**保育料が無償化**されます。



0歳から2歳までの**住民税非課税世帯**の
子どもたちも対象です



無償化の対象は？

利用されている施設や、世帯の状況によって取扱いが異なります。

施設等の種類	保育の必要性 の認定 (注1)	対象者	無償化上限額 (月額)
保育所、認定こども園、 事業所内保育・小規模 保育・家庭的保育	あり	◆ 3歳以上児～ ◆ 住民税非課税世帯の0～ 2歳児	全額 (注2)
認定こども園 (教育時間利用)	なし	◆ 満3歳～	全額
幼稚園	なし	◆ 満3歳～	25,700円 ※ 新制度幼稚園 (注3) は 保育所等と同様に全額 が無償
幼稚園の預かり保育	あり	◆ 3歳以上児～	11,300円 (注4)
認可外保育施設等 (注5)	あり	◆ 住民税非課税世帯の0～ 2歳児	42,000円
		◆ 3歳以上児～	37,000円

(注1) 市町村から保育が必要 (就労等により子どもを預けることが必要) との認定を受けることをいいます。

(注2) 延長保育料は無償化の対象外です。

(注3) 新制度幼稚園とは、市町村が保育料を定めている幼稚園をいいます。

(注4) 住民税非課税世帯の満3歳児については16,300円が上限額となります。

(注5) 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。
なお、市町村に無償化対象施設等であることを確認された施設等のみが対象となります。

無償になるのは保育料だけ？

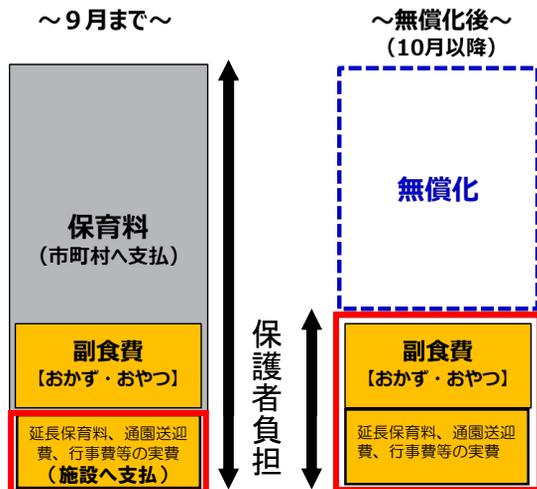
無償化の対象外となる経費

延長保育料、通園送迎費、**給食費**、行事費など

 3歳以上の保育所や認定こども園を利用する保育の必要な子どもは、給食費のうち副食費（おかず、おやつ）が保育料に含まれるため**原則、保育所等への直接支払いに変更されます。**

3歳未満児の給食費はこれまでどおり保育料に含まれるため、変更はありません（保育料として市町村へ支払い）。

 低所得世帯・多子世帯は、副食費（おかず、おやつ）の支払が免除されます。



 **3歳児以上の副食費については、利用する施設にお支払いいただきます**

どんな手続きが必要なの？

❑ 施設を通して又は市町村に直接無償化になるための**申請が必要です。**

【手続きが必要な方の例】

幼稚園や認定こども園での預かり保育の利用、認可外保育施設の利用など

❑ 既に保育が必要であることの認定を受けている場合は、無償化のための手続きが不要な場合があります。

申請・問合せ先

利用を希望する施設の種類やお子様の支給認定の状況などをご確認のうえ、お住まいの市町村、入所されている保育所等へお問い合わせください。

市町村名	窓口担当課	連絡先
鳥取市	子ども家庭課	0857-20-3461
米子市	子育て支援課	0859-23-5178
倉吉市	子ども家庭課	0858-22-8100
境港市	子育て支援課	0859-47-1045
岩美町	住民生活課	0857-73-1415
若桜町	町民福祉課	0858-82-2232
智頭町	教育委員会教育課	0858-75-4119
八頭町	町民課	0858-76-0205
三朝町	町民課	0858-43-3505
湯梨浜町	子育て支援課	0858-35-5324

市町村名	窓口担当課	連絡先
琴浦町	子育て応援課	0858-52-1709
北栄町	教育総務課	0858-37-5870
日吉津村	福祉保健課	0859-27-5952
大山町	幼児・学校教育課	0859-54-5219
南部町	子育て支援課	0859-66-5525
伯耆町	福祉課	0859-68-5534
日南町	福祉保健課	0859-82-0374
日野町	教育委員会	0859-72-2107
江府町	教育委員会	0859-75-2223



小さな支えが大きな安心
子育て王国 鳥取県